

第13章 交通事故

留学生が関係する交通事故が毎年増えています。自転車、オートバイ、自動車を運転するときは、交通事故を起こしたり交通事故に巻き込まれないように注意してください。

オートバイや自動車を運転する際には、必ず任意の自動車保険にも加入してください。

(1) 自動車保険の種類

1) 自賠責保険 (自動車損害賠償責任保険)

自動車を所有する場合、「自賠責保険」は、『自賠責損害賠償補償法』によって加入が義務づけられています。この保険に加入しないと、法律違反(無保険運行)になり、1年以下の懲役または50万円以下の罰金のほか、運転免許の停止・取消処分を受けて、運転できなくなります。

- ・ 自動車やバイクを持っている人が必ず入る保険です。
- ・ 事故で壊した物に対する補償金の一部が払われます。
- ・ 事故の被害者の治療費や、死亡の補償金の一部が払われます。

2) 任意保険

任意保険には、以下の種類があります。

① 対人賠償保険

② 対物賠償保険

③ 搭乗者損害保険

④ 自損事故保険

⑤ 無保険車損害保険

⑥ 車両保険

⑦ 人身傷害補償保険

* 加入が義務づけられていない保険ですが、最低でも①、②、③の含まれている保険には加入しましょう。

* 毎年更新することを忘れないでください。

* 自分の治療費や自動車やバイクの損害賠償、同乗者のけがにも使うことができます。

* 交通事故の加害者になった場合も、被害者になった場合も、事故の大小にかかわらず、必ず警察に連絡してください。(局番なし110番)

* 同様に、学生課留学支援担当(小白川地区)、所属学部の留学生担当にも連絡してください。警察に連絡しておかないと、自動車保険が適用されなかったり、損害補償が受けられなかったりします。